

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

## 一般質問＜個人＞発言通告書

令和8年2月10日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p><b>市の農業政策について</b></p> <p>(1) 水田について            ア 市における令和7年度の水田の農家数はどのようなか。また令和6年度と比べてどうか。            イ 市は地域計画の策定に際し、農地所有者に意向アンケートを行い現況地図を作成した。遊休農地は年々、増加していると感じているが、遊休農地の把握や対策はどのようなになっているか。            ウ 用水路の管理等はどのようなになっているか。</p> <p>(2) 畑作について            ア あぐりん村に出荷する条件として加入する「あぐりんの会」の令和7年度の会員数はどのようなか。また、あぐりん村の売上点数等に関して、市の数値目標があるとすればどのようなか。            イ 畑作に対する日常的な相談支援に対して、どのような支援体制があり、どのように行われているか。また、市民農園の利用状況はどのようなか。</p> <p>(3) 農機具の購入・修理の支援は行われているか。            (4) 農地中間管理機構はどのような役割をしているか。</p>	
2	<p><b>令和8年度国民健康保険税の見直しについて</b></p> <p>令和8年度の保険税率は、子ども・子育て支援金制度の創</p>	

	<p>設により保険税の一部として子育て支援施策のための支援金を徴収する。</p> <p>(1) 子ども子育て支援分が充てられる事業はどのようなか。負担額の変動の予定はあるのか。</p> <p>(2) 基金の取崩しを、令和6年、令和7年と行う予定とのことだが、今後はどのように基金の運用を行うのか。</p>	
3	<p><b>乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について</b></p> <p>市は、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間まで利用できる新たな通園制度を、令和8年度から開始する。</p> <p>(1) 令和8年4月1日から開所する長久手市立乳児等通園支援事業所はどのように実施されるのか。</p> <p>(2) 一時保育事業とこども誰でも通園制度の手続きの違いはどのようなか。</p> <p>(3) 広域利用はどのようになるか。</p> <p>(4) 医療や障がいなど支援の必要な子どもについてはどのように行うか。</p> <p>(5) こども誰でも通園制度について、事業所に対する国の支援、市の財政支援はどのようなか。</p>	
4	<p><b>民法改正(離婚後共同親権)について</b></p> <p>2024年(令和6年)、父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正された。この改正法は、2026年(令和8年)4月1日に施行される。</p> <p>(1) 今回の主な改正点はどのようなか。</p> <p>(2) この改正について、市民にどのように周知しているのか。</p> <p>(3) 現在市が行っているひとり親への支援はどのようなか。</p>	
5	<p><b>小中学校におけるタブレット端末の使用について</b></p> <p>小中学校で1人1台のタブレット端末の配布を開始してから約4年が経過した。</p> <p>(1) 今、学校現場ではICT教育はどのように行われているか。</p> <p>(2) 文部科学省はタブレットの持ち帰りをどのように指導しているか。</p>	